

## 令和5年度ボランティア団体登録について

提出物	<p>① 【提出前にご確認ください】のチェックリスト</p> <p>② 令和5年度ボランティア団体 概要書</p> <p>③ 令和5年度ボランティアグループ 登録者名簿</p> <p>④ 令和5年度ボランティア活動保険 保険料（おひとり分200円×人数分） ※社協以外の団体から保険料の助成がある場合は、保険料がおひとり分350円となりますので、ご注意ください。</p> <p>⑤ ボランティア団体 活動助成金交付申請書</p> <p>⑥ 令和4年度 事業報告書</p> <p>⑦ 令和5年度 予算書</p> <p>⑧ 令和4年度 決算書（前年度、助成金交付を受けた団体のみ）</p> <p>⑨ 振込先口座記入書（前年度から変更がない場合は不要）</p> <div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>⑤～⑨までの書類は 助成金交付申請を行う 団体のみご提出ください</p> </div>
記入上の注意	<p>【ボランティア団体 概要書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループ名、活動内容など前年と変更があった場合は新しい内容でご記入ください。</li> </ul> <p>【登録者名簿】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録者名簿の住所は<b>正しく番地まで</b>ご記入ください。</li> <li>独自の様式で登録者名簿を作成されている場合はそちらをご提出いただけます。</li> </ul> <p>【事業報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施期日、ボランティア参加人数、対象者数、実施場所、活動内容をご記入ください。</li> </ul> <p>※この内容を満たした独自の事業報告書を作成している場合は、そちらをご提出いただけます。（決算書についても同様です）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数が少ない場合…実施日ごとにご記入ください。</li> <li>実施回数が多い場合…月ごとにまとめ、延べ数でご記入ください。</li> </ul>
提出期限	<p><b>令和5年4月21日（金）</b></p> <p>※期限以降も保険に加入は可能ですが、期限迄の申し込みであれば、保険適用開始が<b>4月1日から可能</b>となりますので、ご希望の方はお早めにお申込みください。</p> <p>※グループ登録者名簿の加除修正、保険料をお取りまとめいただき、事務局へご提出くださいますようお願いいたします。</p>
提出先	<p>南魚沼市社会福祉協議会 本 所 南魚沼市小栗山 303-1 福祉センターしらゆり</p> <p style="padding-left: 100px;">大和支所 南魚沼市大崎 594 - 9 湯咲荘</p> <p style="padding-left: 100px;">塩沢支所 南魚沼市塩沢 111 - 38</p>

電子データでの提出をご希望の場合は、南魚沼市社会福祉協議会ホームページ「様式集」よりダウンロードできます。

## ボランティア活動保険について

◎複数のボランティアグループに所属し活動をしている場合、どこか1ヶ所のグループで加入手続きをとれば他のグループでの活動時に発生した補償対象事例についても補償されます。

※重複加入であっても補償の金額は変わりませんので、ご注意ください。

○ボランティア活動保険は基本プラン（年間保険料 350円 水害ボランティアOK）に加入します。

## 補償金額（保険金額）・保険料（1名あたり）

## 新設 特定感染症重点プラン

新規加入の場合、従来の補償プランでは補償開始日から10日以内に発病した特定感染症については補償の対象となりませんが、補償開始日から補償の対象となるプランです。

団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割引適用

保険金の種類		補償プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	【新設】 特定感染症重点プラン	
ケガの 補償	死亡保険金		1,040万円			
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)			
	入院保険金日額		6,500円			
	手術保険金	入院中の手術		65,000円		
		外来の手術		32,500円		
	通院保険金日額		4,000円			
	特定感染症		補償開始日から10日以内は補償対象外(*)		初日から補償	
賠償責任の 補償	地震・噴火・津波による死傷		×	○	○	
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)			
年間保険料			350円	500円	550円	

\*4月1日付で前年度から継続して契約された場合は初日から補償します。

◆基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

◆年度途中でボランティア活動保険に加入する場合には「特定感染症重点プラン」へのご加入をおすすめします。

※被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

◆補償期間（保険期間）の途中で加入される場合も上記の保険料となります。

◆中途脱退による保険料の返金はありません。

◆途中でボランティア（メンバー）の入替や加入プランの変更はできません。

◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

保険料のうち 150円を社協より助成しますので、自己負担額はおひとり分 200円となります。

昨年度新設された特定感染症重点プランは、年度途中の加入や災害時等の突発的な保険加入などに適しています。（感染症は基本プランでも補償されます。）

○社協以外の団体に保険料の助成申請をされる場合に保険加入証、保険料受領証など、必要な書類がございましたら随時発行いたしますので、お申し出ください。

※ボランティア活動保険料を助成する団体・事業例

・国土交通省ボランティアサポートプログラム（国道沿いの環境美化活動） ・南魚沼市など

電子データでの提出をご希望の場合は、南魚沼市社会福祉協議会ホームページ「様式集」よりダウンロードできます。